

「協同組合とはなにか、そのあゆみと原則を学ぶ～協同の未来を開くために～」

生協総研・大津 荘一

原則が決められて;

みずからの組織の価値の検証と、価値を実践に移す指針が与えられた。

■1995年 ICA100周年記念総会でのICA声明

「定義:協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。」

ICAが初めて協同組合を規定したもので、すべての実在する協同組合を表現できるように広義な表現となった。

ここで強調しているのは、

- ① 協同組合は、自治的な組織で、政府からも民間企業からも独立していること。
- ② 「人」の組織であり、民主主義の実践は組合員にゆだねられていること。
- ③ 協同組合は、「個人の自発的意思」により組織化されたもの。したがって脱退も自由
- ④ 協同組合は組合員個人および集団としての個人の(経済的・社会的・文化的)利害の実現を目指す組織である。協同組合が実践する組合員個人への貢献は、個人のニーズが経済的・社会的・文化的であるからこそコミュニティへの貢献でもある。したがって組合員のニーズが協同組合の存在の根幹である。
- ⑤ 協同組合の所有権と管理権は、組合員に帰属する。(市場で活動する事業体だが、他の事業体との最も基本的な差異の一つ)

価値:「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。

それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。」

「協同組合」が確立されてきた経緯には、人類の歴史・哲学史・宗教史などの賢人の追求した「人間として生きる価値観」の影響を受けてきた。とりわけ18世紀の協同組合設立の指導者達は、まさにこれらの影響を受けて、実践に取り組んだ。

1)協同組合の運営上の価値は;

自助:人間が「人格を持った個人」として確立されてきた経緯には人間には自分の運命を自分で切り開く能力があり、自己の努力が必要である。しかし、協同組合は自助の限界を超えて、

集団による目的を達成する協同の行動による更なる人間としての成長を目指す。

自己責任：組合員が協同組合を設立し、これに持続的に活力を与えること組合員の責任としたのです。これには、さらに、周りに協同組合を普及し、他の組織から自立した存在に育成する責任です。

民主主義：組合員が協同組合を運営する基本原理が民主主義です。

平等：組合員の権利である①参加する権利、②情報を得る権利、③意見を聞いてもらう権利、④意思決定関与する権利において、すべての組合員が平等に扱われなければならない。組織が大きくなったり、連合会組織では、平等の維持は困難になり常に追求しなければならない課題です。

公正：協同組合の中で組合員がどう扱われるかという課題です。組合員の協同組合の利用に対する利用高割戻しなど「公正」な扱いが求められます。

連帯：(人と人とのつながり)、協同組合が自己利益のみを追求するものではないことを示す価値です。連帯とは、協同組合が組合員の集団的利益の確保に責任を持つことです。集団の力と相互責任、人と協同組合との協同、第3者に対して協同組合はおなじ顔を持つ連帯、自助と互助の原因であり、結果である。

2) それぞれの創設者の伝統

プラグマチズムと倫理性・道徳性による協同組合を確立した先駆者達

ロッヂデール	イギリス	都市型生協
フリードリッヒ・ライファイゼン	ドイツ	農業信用協同組合
ヘルマン・シュルツェ・デーリッチ	ドイツ	中小企業信用協同組合
フィリップ・ビュシェ	フランス	労働者生産協同組合
グルントウィ司教	デンマーク	専門農協
アルフォンス・デジャルダン	カナダ	都市型信用協同組合

協同組合における倫理的価値は、19世紀の発生時には協同組合の存在において最も重要な価値であった。

3) 協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする；

正直：第1段階は正直な計量、高品質、公正な価格、第2段階は、それぞれの協同組合が正直を実現(労働者協同組合の正直な経営公開制度、金融協同組合の支払利息の計算法、農協の正直な表示など)

公開：協同組合は、組合員に対してのみならず、一般のひとびと、政府にたいしても情報公開を行ってきた。

社会的責任、他人への配慮：協同組合がコミュニティとの関係で発生する価値です。協同組合は社会の構成員である一人の人間の自助支援から社会全般へ、また、多くの協同

組合は、地域のコミュニティに対して人的・財政的貢献を行ってきている。とりわけ途上国支援は、数多い事例が存在する。

原則：協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

* 95 原則は、66 年原則の 6 個を五つにまとめ(剰余金配分と出資金利子制限を経済的参加にまとめた)、あらたに 2 原則を追加(自治自立とコミュニティ参加)

*** 1~3 原則は、協同組合の内部規定、以後は、協同組合と外部との関係を規定するもの**

*** 改正の特徴は、すべての原則の根幹に組合員が規定されたこと。**

(第 1 原則)自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

*** 協同組合とその奉仕するべき人々との間の特別な関係を規定した。**

個人の自発的な組織であり、強制されたものではない。

加入要件は、差別の無いこと。

サービスを利用できる人々と、特定の事業目的を明確にしている。

責任の意思があれば誰でも加入できる。(組合員の義務・出資/参加/利用)

「社会」は、社会的階級を超えた組織

「人種」は、あえて入れた項目

(第 2 原則)組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

*** 協同組合は、組合員の管理する組織。権利と責任の尊重としての民主主義。**

*** 民主主義:**協同組合では、民主主義精神の普及という終わりの無い戦い

*** 一人一票という特異な権利**

(第 3 原則)組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として 払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする

協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため

組合員の承認により他の活動を支援するため

協同組合の特異性は、「資本」がニーズの実現のための手段であり、株式会社のように利潤を追求する組織ではありません。

組合員の資本形成参加の四つの方法

①組合員になるための出資金(基本的に利子無し)、②剰余金を分割不能な留保金とする-集団としての資本の形成、③配当を出資金に振り返る、④資本形成の特別な有利子(ただし、投機的利率ではなく)を提案した。日本では①は利子があり、④は①として執行されている。②は、法的に存在しない。解散時には組合員にではなく、他の協同組合などにふりむけられる。組合員集団として資本を管理し、集団としての資本・財産の形成で協同組合を強化する。剰余金の処分方法(これも1項と3項をやっていない)

(第4原則)自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

66年原則で、問題提起されたが、途上国政府が協同組合を管理推奨し、社会主義国では、国家管理下にあり、論議できなかった。

90年代に双方で協同組合が放棄され、自治と自立が課題となった。

協同組合の発展は外部資本調達の必要性や政府・民間企業との提携が必要となり、協同組合指導者の健全な方針策定と自立の確保のために組合員の管理を必要とした。

日本で生協は、自立を強制され、自治を発展させてきたが、逆に、外部との提携に慎重になりすぎていないか？

(第5原則)教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

協同組合には、理念と活動が複雑で、その理解が前提で運営されるべき。

関わる人々がその責任を遂行するために教育と研修を通じた技能が必要である。

リーダーが組合員のニーズを理解するための機会

青年とオピニオンリーダーには、協同組合の特質と利点を広報する。理解されれば評価される。

(第6原則)協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

66年改正で加えられた原則

協同組合総体の力を発揮して、政府に交渉し、民間資本と対決しえる影響力を作り出す。協同組合間のジョイントベンチャーや国際的な協同事業の確立。

国民国家がグローバルレベルで管理できない状況下で協同組合は、普通の人々の利益を守り、拡大する機会を作り出す。

(第7原則)コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

協同組合は、自助に基づく互助の組織であり、特定の人(組合員)対象に事業を行う組織である。(不特定の人を対象とするNPOとの違い)。しかし、コミュニティの中で行う事業や活動は地域社会の発展と連携せざるを得なくなっていく。組合員のニーズの巾も広がり、地域のニーズとなっていく。

協同組合が国家やコミュニティに奉仕するとするとして国家の下請け機関となってきた経緯もある。

営利株式会社の中でCSRが課題となり、企業の社会的存在が問われる。

原則では、「コミュニティへの責任」から「関与」とし、また、「組合員の承認する政策」とあくまで組合員の意思に基づく活動に限定した。

1- 声明の内容

ICA100年の歴史で初めて、イデオロギーに左右されずに、また、ロッチデールだけの価値に左右されることなく、協同組合の経験の歴史に沿って原則を論議したはじめての経験であった。

協同組合とは;激動の世紀を乗り越えて166年続いた組織である。協同組合は私的営利企業と著しく違った構造と協同の思想を持つ、公共性の強い企業形態である。協同組合は営利企業のように資本の提供者である資本家とそれに雇用される労働者という階級対立を基本とするものではない。資本とはいいいがたい零細な資金を拠出しあって、特定の地域や特定の職場、あるいは特定の職種の人たちが組合をつくり、出資者みずからが利用者であり、また、経営者とも、またある場合には、労働者でもあるという自己同一性を特質としている。協同組合は、利潤の配当を目的とするものでも、持ち分を投機的に利用し、売買差益を目的とする組織でもなく、利用を目的とする相互扶助の組織である。また、株式会社のように議決権をその株の持ち高によって決めるのではなく、出資高、利用高、性別などにかかわらず、組合員一人一票によって決める徹底した民主的原理を本質としている。

	協同組合	NPO	株式会社
目的	(非営利)組合員のニーズや願いの実現	(非営利)組織目的の実現	(営利)利潤の追求
組織者	組合員	会員	株主(投資家・法人)
事業	法律で限定	法定の17事業	限定なし
利用者	組合員	不特定多数者	不特定多数者
管理	民主的管理	自主管理	専門経営者
運営方法	一人一票		一株一票
益	共益	公益	私益

2- ICA 声明の効果

2-1. 協同組合運動の多様化とひろがり

1990年 5.5億人

2010年 約8億人

* 国連加盟国数 192カ国(2010年)

* 世界の人口 69億人(2010年)

3-1 世界の元気な生協

スイス: コープスイス/ミグロ 市場シェア 37.7%(17.2%、20.5%)

ノルウェー: 24.1%

スウェーデン: 24%

デンマーク: 37%

フィンランド: 42.4%

イタリア: 18.1%

日本: 2.82%、(食品 5.7%)

アジアでは、シンガポール/ベトナム/韓国

3-2、協同組合内部の規範ではなく、国連機関(国連の協同組合デー、協同組合年の決定、ILOの2002年の協同組合促進勧告・193号)や法律の根拠となってきた。

3-3、グローバル化の中で協同組合は守らなければならない経済原則や倫理を提供した。

金融危機の中でも協同組合銀行は、おおきな被害を得ていない。

3-4 日本の生協の課題は？

新生協法は、37年の原則を利用している。政治的・宗教的中立

原則は、29年毎に変化してきた

1937+29=1966+29=1995+29=2024

原因;時代背景の変化に即したもの。

現在;既に 95 年から 15 年、原則に関わる時代変化やその兆しは存在するか？

今後 14 年、時代や社会はどう変化するか？

*** 組合員の経済的参加(出資配当・剰余金の処分);**

医療生協や福祉事業は共助から公助に

出資金利子や剰余は、分割不能(次世代に提供する世代間協同?)

*** 開かれた組合員制**

子育て広場や高齢者お食事会には非組合員が自由に参加

*** 自治と自立**

買物困窮者への公的資金の導入

原則は、皆さんの活動が作り出すもの！